

平成 28 年度

定期監査及び行政監査報告書

大 垣 市 監 査 委 員

目 次

定期監査（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

第 1	監査の期間	1
第 2	監査の目的	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の方法	3
第 5	監査の事項	3
第 6	監査の結果	3
1	指摘事項	3
2	意見・要望事項	5
第 7	総括意見	9

行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

第 1	監査のテーマ	10
第 2	監査の期間	10
第 3	監査の目的	10
第 4	監査の対象	10
第 5	監査の方法	11
第 6	監査の事項	11
第 7	平成 27 年度決算の状況	12
第 8	地方公共団体の債権	14
第 9	監査の結果	15
1	監査対象とした収入未済額の状況	15
2	債権回収の取組状況	15
3	債権ごとの状況	17
第 10	総括意見	32

定期監査報告書（地方自治法第 199 条第 1 項、第 4 項）

第 1 監査の期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 8 日まで

第 2 監査の目的

平成 28 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理(必要に応じて過年度執行分も対象)について、関係法令等の定めるところに従って適正に執行されているか、また、経済的・効率的かつ有効的に執行されているかを検証することを目的として実施した。

第 3 監査の対象

52 所属について、次のとおり監査の対象とする期間を定めて実施。

部 局 名	所 属 名	監 査 対 象 期 間
企画部	人事課	4月1日から10月31日
	地域創生戦略課 (都市プロモーション室含む)	4月1日から8月31日
総務部	行政管理課 財政課 契約課 (庁舎建設推進室含む)	4月1日から7月31日
かがやきライフ推進部	市民活動推進課	4月1日から10月31日
墨俣地域事務所	地域政策課 市民福祉課 産業建設課	4月1日から8月31日
生活環境部	クリーンセンター	4月1日から8月31日
福祉部	社会福祉課 障がい福祉課 窓口サービス課 (市民)	4月1日から10月31日
	東部サービスセンター 西部サービスセンター	4月1日から7月31日
子育て支援部	安井保育園 牧田保育園 時保育園 綾里幼保園 西幼稚園 江東幼稚園	4月1日から7月31日

部 局 名	所 属 名	監 査 対 象 期 間
経済部	商工観光課 産業振興室 公設地方卸売市場	4月1日から10月31日
建設部	管理課 道路課 治水課 東海環状推進室	4月1日から11月30日
水道部	水道課 下水道課 浄化センター	4月1日から10月31日
教育委員会事務局	庶務課	4月1日から7月31日
	学校教育課	4月1日から8月31日
	教育総合研究所	4月1日から10月31日
	上石津地域教育事務所 墨俣地域教育事務所 上石津学校給食センター	4月1日から7月31日
	図書館 上石津図書館 墨俣図書館	4月1日から8月31日
	日本昭和音楽村管理事務所 西小学校 綾里小学校 江東小学校 牧田小学校 時小学校 南中学校	4月1日から7月31日
病院事務局	庶務課 施設課 医事課	4月1日から11月30日
議会事務局	議事調査課	4月1日から10月31日
その他	会計課	4月1日から8月31日

第4 監査の方法

あらかじめ指定した監査資料及び関係書類等の提出を求め、事務局において予備監査を行った上、監査委員が所属長及び関係職員から事情聴取を行った。

第5 監査の事項

監査対象所属である52所属における収入に関する事務、支出に関する事務、契約に関する事務、財産管理に関する事務等について監査を行った。

第6 監査の結果

関係法令に準拠し、おおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、事務の一部について、次のとおり改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善等を促したので省略した。

1 指摘事項（是正・改善を求めるもの）

(1) 現金の取扱いについて

大垣市会計規則第4条では、各保育園の園長が分任出納員、各幼稚園の園長が出納員に任命されている。

しかしながら、幼稚園において任命されていない分任出納員の領収印が保管されていた。

今後は、規則を遵守し、適正な収納事務に努められたい。

【子育て支援課（江東幼稚園）】

(2) 出納簿の取扱い事務について

施設使用料等の現金収納について、適正な出納簿が整備されておらず、出納員による日々のお金確認も不十分となり、出納簿の重複記載や計算ミスなどの記載誤りが見受けられた。

出納簿は、現金管理の基本であり、正確に記帳、確認することにより、現金の適正管理をすることができる。

公金を適切に取り扱う観点からも、早急に出納簿を整備し、責任ある収納管理を徹底されたい。

【墨俣地域教育事務所】

(3) 施設の使用許可事務について

大垣市墨俣さくら会館条例施行規則第4条第3項により「トレーニングジム又はシャワー室の使用の許可をしたときは、別に定める利用券を交付するものとする。」と規定されている。

しかしながら、別に定める明文化した要綱等がないため、早急に整備されたい。

また、今後は、施設利用券を含め、申請書の様式を一本化するなど、施設により異なる受付方法の見直しを行い、事務の簡素化、効率化を図られたい。

【墨俣地域教育事務所】

(4) 歳入の過誤納金事務について

地方自治法施行令第165条の7により「歳入の誤納又は過納となった金額を払い戻すときは、支出の手続きの例により、これを当該収入した歳入から戻出しなければならない。」と規定されている。

しかしながら、調定の減額、戻出命令書等の作成を行わずに現金の払い戻しをしている。

窓口で現金の受取、返金をする際は、「公金」の取扱いとしての意識をもち、適正に事務処理されたい。

【墨俣地域教育事務所】

(5) 契約事務について

大垣市契約規則第28条では、契約書の作成を省略する場合においても、物品が即納される契約又は1件の金額が5万円未満の契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書、その他これに準ずる書面を徴することとしている。

しかしながら、請書等を徴取せずに工事を着工している事例が見受けられた。

今後は、規則を遵守し、契約の適正な履行の確保に努められたい。

【教育委員会事務局 庶務課（時小学校）】

(6) 予算流用について

予算流用は、予算の不足を補う例外的な措置であり、必要最小限にとどめるべきである。

しかしながら、当初予算への計上漏れを原因とする予算流用があった。

今後は、予算要求の際には十分に精査し、的確な見積りに努められたい。

【病院事務局 庶務課】

2 意見・要望事項

(1) 未収管理について

ア 未収金については、生活保護や生活支援、貸付金に関連した債権があり、未収管理台帳を整備し、訪問や電話による催告が実施されている。

制度の性質上、未収金回収の厳しさは理解するが、公平性を確保するため、今後も適正な徴収業務を行い、未収金の縮減に努められたい。

【社会福祉課】

イ 債権を適正に管理するためには、台帳やマニュアルの整備が不可欠である。今後は、法令に基づき、適正な管理に努められたい。

【障がい福祉課】

ウ 非強制徴収公債権である占用料について、口座振替を推進するなどの滞納を発生させない徴収体制の強化や工夫により、未収金の縮減に努められたい。

また、職員が代わっても確実に滞納整理事務を遂行できるよう、実務的なマニュアルの整備を検討されたい。

【管理課】

エ 私債権である水道料金、簡易水道使用料について、債権管理を効果的・効率的に進めるため、マニュアルの整備を検討されたい。

また、徴収業務の委託業者にも指導し、現年徴収を基本として、未収金の縮減に努められたい。

【水道課】

オ 強制徴収公債権である分担金、負担金、使用料について、債権管理を効果的・効率的に進めるため、マニュアルの整備を検討し、引き続き、債権回収対策室とも連携して未収金の縮減に努められたい。

【下水道課】

カ 診療費等における自己負担分について、未収管理台帳やマニュアルが整備され、所属全員体制での電話・訪問催告、未収相談、弁護士委託等の徴収努力がなされている。また、私債権管理条例に基づき不納欠損処分が行われている。その結果、収納率は年々向上している。

今後も財源確保と負担の公平性を図るため、適正な徴収業務を行い、未収金の早期回収と縮減に努められたい。

【医事課】

(2) 都市プロモーション事業について

都市プロモーション室は、都市プロモーション事業を全庁的に推進するために、今年度から企画部に移管されている。

大垣市の魅力をより効果的に発信し、交流人口・定住人口の増加につなげられるよう、更に各所属との連携を密にし、全庁的な調整能力を発揮されるよう期待する。

【地域創生戦略課】

(3) 現金の取扱いについて

収納事務を行うにあたり、各園において台帳の整備などに努められているが、統一した事務でないと思われる。

統一したマニュアルを整備し、各園への指導により更に事務効率化を図られたい。

【子育て支援課（保育園、幼保園、幼稚園）】

(4) 市場活性化の取り組みについて

昨今の市場を取り巻く状況は、情勢の変化により、全国的に取扱高が減少し、当市においても平成3年をピークに減少の一途をたどっている。

平成26年より、年4回の市場の一般開放を実施し、広く市民へPRし、市場の認知度の向上に努められているところである。

今後も市場活性化に取り組み、厳しい経営状況の中、特別会計の健全化に向け、引き続き努力されたい。

【公設地方卸売市場】

(5) 校舎の改修計画について

小中学校では、取り巻く環境や教育内容等の変化により、それぞれに校舎の改修等が必要となっている。

改修計画をより綿密に立てられ、計画的な予算の執行に努められたい。

【教育委員会事務局 庶務課】

(6) 販売書籍の整理について

文化・教育関係の各施設では、書籍を販売、保管しているが、作成年度が古く、販売実績のないものも含まれている。

事務負担の軽減を図るためにも、販売書籍の整理をされたい。

【教育委員会事務局 庶務課】

(7) 窓口収納事務マニュアルの整備について

指摘事項を踏まえ、適正な収納管理事務を行うため、マニュアルを整備し、業務内容の統一化と簡素化を図りたい。

また、現金過不足等のリスクにも備え、ダブルチェック等の未然防止策についても検討し、明文化されたい。

【墨俣地域教育事務所】

(8) これからの図書館（文化施設）のあり方について

大垣市立図書館は、隣接する学習館、文化会館とともに「文教のまち大垣」を継承し、これまで生涯学習に取り組む高い市民意識を育んできた。

現在、大垣市第2次読書活動推進計画のもと、各種講座の開催や、読み聞かせ等子どもの読書活動推進、資料展示など創意工夫を凝らし、「暮らしに役立つ市民の図書館」として機能の充実を図っている。

しかし、文化会館、学習館を含めたスイトピアセンター全体の連携をみると、今後の方向性について改めて考える時期にきていると思われる。

来場者の利便性を考慮して、図書館を中核とした総合的な文化施設のあり方や運用方法について、外部の意見も取り入れ検討されたい。

【図書館】

(9) 施設のPRについて

日本昭和音楽村は、音楽施設だけでなく宿泊施設も備えており、音楽合宿を提案する等の経営努力をされている。SNS等も利用してPRにも努められているところであるが、今後も、新たな企画や施設の魅力を発信し、利用者の増加につなげられたい。

【日本昭和音楽村管理事務所】

(10) 予算流用について

病院事業においては、健全経営、良質な医療の確保のため、予算流用が必要になる場合があることは理解する。

しかしながら、予算流用は、予算執行上の例外的措置とされるものであるため、病院を取り巻く環境をよく分析し、必要不可欠な流用であるのか十分検討されたい。

【病院事務局 庶務課】

(11) 委託について

民間委託は、そのノウハウを活用することにより、多様化、高度化する市民ニーズへの対応や、効率的、効果的な公共サービスの提供に効果が期待できる。

しかしながら、委託料は、費用勘定における経費の50%以上を占めている。

随意契約をしている委託については、定期的に契約内容を点検し、競争的手法も視野に入れて検討されたい。

また、契約時には、行政の管理監督責任を果たすため、常にその効果の検証に努められたい。

【病院事務局 庶務課】

第7 総括意見

今年度の定期監査は、現金管理、契約等の事務の重要性に鑑み、各所属において再度確認されたいことを含めて意見を述べる。

(1) 現金管理について

出納簿の記載が不十分で、適正な現金管理が行われていない事例があったが、これについては、担当者のみで出納簿処理が完結していることに起因している。

出納簿の記載は現金管理の基本であり、正確な会計事務を行う上で必要不可欠なものであるため、責任者による日々の出納確認を徹底されるよう改善を求める。

また、公金は市民から託された大切な現金であることを再認識し、職員の公金に対する意識の向上を望むものである。

(2) 契約について

市の契約は、競争入札が原則であり、随意契約は例外的な方法である。その手続きにあつては、業者選定の理由、契約金額等、公平性、透明性、経済性が客観的に担保されなければならない。

業務の特殊性から、随意契約とする場合においても、それが唯一の相手方なのか、契約金額に妥当性があるのかを客観的に検証する必要がある。契約後においても、事業を執行する中で、定期的に効果の検証をされたい。

また、契約は、予算執行の基本となるものであり、職員一人ひとりが共通の認識のもと法令等に則り適正に事務執行されたい。

(3) 予算流用について

当初計画からの事業増加により予算流用する事例があったが、本来、補正予算の対象となる性質のものであり、予算統制が崩れかねないかと危惧される。

予算流用が常態化することがないよう、あらゆることを想定した上で事業内容を十分検討し、よりの確な予算計上を行われたい。

(4) 内部統制について

職員の認識不足からと思われる基本的な事務処理の誤りが散見されたが、所属内でのチェック体制が不十分であることが大きな要因と考えられる。

また、所属により事務処理にバラつきが見受けられたが、これは、全庁的な意思統一の不足が考えられる。

不適正な事務処理の発生を未然に防ぐため、組織として内部統制機能の強化を図り、市民の信頼に応え得る適正な行政執行に努められたい。

行政監査報告書（地方自治法第 199 条第 2 項）

第 1 監査のテーマ 未収管理について

第 2 監査の期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 8 日まで
(定期監査とあわせて実施)

第 3 監査の目的

平成 27 年度決算における一般・特別会計及び公営企業会計の全会計の収入未済額は 35 億 9 千万円、不納欠損額は 3 億 6 千万円である。

未収金の回収を図ることは、市の安定的な財源確保と市民負担の公平性の確保の観点から、極めて重要な課題となっている。

今年度の行政監査は、昨年度から引き続き、未収管理が法令に基づいて適正・合理的かつ公平に行われているかを検証し、今後の未収管理に資することを目的に実施した。

第 4 監査の対象

平成 28 年度の定期監査の対象所属のうち、各会計の平成 27 年度決算において収入未済額があり、継続性のある債権管理事務を実施している次の所属の管理事務を対象とした。(9 所属)

部局名	所属名	監査対象とした債権
総務部	契約課	・住宅敷地転貸料
生活環境部	クリーンセンター	・有価廃棄物売却代
福祉部	社会福祉課	・生活保護法第63条返還金 ・生活保護法第78条徴収金 ・生活保護費（過誤）返納金 ・生活支援給付費（過誤）返納金 ・住宅手当返還金 ・牧野華園入所者負担分（生活費） ・育英資金貸付金 ・災害援護資金貸付金 ・災害援護資金貸付金利子

部局名	所属名	監査対象とした債権
福祉部	障がい福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者施設入所者負担金 ・知的障害者施設入所者負担金 ・知的障害者短期入所事業利用者実費負担金 ・身体障害者ホームヘルプサービス事業利用者徴収金
経済部	公設地方卸売市場	<ul style="list-style-type: none"> ・市場使用料 【特】 ・電気使用料 【特】
建設部	管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・法定外公共物（河川）占用料
水道部	水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金 【公】 ・上水道開栓手数料 【公】 ・簡易水道使用料 【特】 ・簡易水道開栓手数料 【特】
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道使用料（公共下水道） 【特】 ・下水道使用料（特定環境保全公共下水道） 【特】 ・下水道使用料（農業集落排水） 【特】 ・公共下水道事業受益者負担金 【特】 ・公共下水道事業受益者分担金 【特】 ・水洗便所改良資金貸付元利償還金 【特】
病院事務局	医事課	<ul style="list-style-type: none"> ・病院診療費 【公】

【特】：特別会計 【公】：公営企業会計

第5 監査の方法

あらかじめ指定した監査資料及び関係書類等の提出を求め、事務局において予備監査を行った上、監査委員が所属長ほか関係職員から事情聴取を行った。

第6 監査の事項

監査対象所属における収入未済額及び収入状況、調定事務、徴収事務の実施状況、滞納整理に関する事務の取組状況等について確認を行った。

第7 平成27年度決算の状況

本市における平成27年度決算の状況は次のとおりである。

収入未済額については、一般会計では20億2,119万円であり、前年度に比べ7,732万円(3.68%)減少した。収入未済額の主なものは、市税18億3,475万1千円<90.78%>、諸収入1億5,657万3千円<7.75%>である。

特別会計では12億273万6千円で、前年度に比べ9,299万4千円(7.18%)減少した。収入未済額の主なものは、国民健康保険料9億6,717万9千円<80.41%>、公共下水道施設使用料1億2,037万円<10.01%>、介護保険料7,551万9千円<6.28%>である。

不納欠損額については、一般会計では9,108万5千円であり、前年度に比べ1,749万8千円(16.11%)減少した。不納欠損額の主なものは、市税8,812万7千円<96.75%>である。

特別会計では2億4,529万8千円で、前年度に比べ7万4千円(0.03%)増加した。不納欠損額の主なものは、国民健康保険料2億1,014万3千円<85.67%>、介護保険料2,438万9千円<9.94%>である。

※ 文章中の<>内の数字は構成比

一般会計・特別会計の決算の推移

(単位:千円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
平成27年度	一般会計	64,197,240	62,085,399	91,085	2,021,190
	特別会計	57,005,501	55,563,010	245,298	1,202,736
	計	121,202,741	117,648,409	336,383	3,223,926
平成26年度	一般会計	61,904,714	59,697,897	108,583	2,098,510
	特別会計	51,520,034	49,985,893	245,224	1,295,730
	計	113,424,747	109,683,790	353,807	3,394,240
平成25年度	一般会計	61,248,393	58,976,188	107,531	2,165,232
	特別会計	50,813,041	49,304,157	207,085	1,306,993
	計	112,061,434	108,280,345	314,617	3,472,225

公営企業会計の収入未済額については、病院事業会計では2億600万3千円であり、前年度に比べ667万円（3.35%）増加した。

水道事業会計では1億5,610万6千円で、前年度に比べ1,539万7千円（8.98%）減少した。

不納欠損額については、病院事業会計では1,813万5千円であり、前年度に比べ5,522万円（75.28%）減少した。

水道事業会計では787万円で、前年度に比べ211万3千円（36.70%）増加した。

公営企業会計(病院・水道事業会計)の収入未済額の推移

(単位:千円)

	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	
平成27年度	病院事業会計	33,045,715	32,821,577	18,135	206,003
	水道事業会計	2,071,389	1,907,413	7,870	156,106
	計	35,117,104	34,728,990	26,005	362,109
平成26年度	病院事業会計	30,831,148	30,558,460	73,355	199,333
	水道事業会計	2,056,845	1,879,585	5,757	171,503
	計	32,887,993	32,438,045	79,112	370,836
平成25年度	病院事業会計	29,755,877	29,488,144	439	267,294
	水道事業会計	2,008,968	1,838,866	181	169,921
	計	31,764,845	31,327,010	620	437,215

※各年度5月末現在の数字

第8 地方公共団体の債権

地方公共団体の債権は、地方自治法第240条第1項により「金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利」と規定される金銭債権である。

その債権を大きく区分すると、公法上の原因に基づいて発生する「公債権」と、私法上の原因に基づいて発生する「私債権」とに区分される。

さらに、公債権は、滞納が発生した場合、地方税の滞納処分の例により強制徴収ができる「強制徴収公債権」と、滞納処分ができない「非強制徴収公債権」に区分され、「非強制徴収公債権」は、「私債権」と同様に裁判所による強制執行等を行うことになる。

債権分類と関係法令

区分	公法上の債権		私法上の債権
	強制徴収公債権	非強制徴収公債権	私債権
債権の範囲	地方税 分担金、加入金、過料、法律で強制徴収に関して定めのある使用料、その他地方公共団体の歳入	法律で強制徴収に関して定めのない使用料、手数料等	各種貸付金 水道料金 公立病院診療費等
監査対象債権	・市税 ・生活保護法第78条徴収金 ・下水道使用料(公共下水道) ・下水道使用料(特定環境保全公共下水道) ・下水道使用料(農業集落排水) ・公共下水道事業受益者負担金 ・公共下水道事業受益者分担金	・生活保護法第63条返還金 ・生活保護費(過誤)返納金 ・生活支援給付費(過誤)返納金 ・住宅手当返還金 ・牧野華園入所者負担分(生活費) ・身体障害者施設入所者負担金 ・知的障害者施設入所者負担金 ・市場使用料 ・電気使用料 ・法定外公共物(河川)占用料	・住宅敷地転賃料 ・有価廃棄物売却代 ・育英資金貸付金 ・災害援護資金貸付金 ・災害援護資金貸付金利息 ・知的障害者短期入所事業利用者実費負担金 ・身体障害者ホームヘルプサービス事業利用者徴収金 ・水道料金 ・上水道開栓手数料 ・簡易水道使用料 ・簡易水道開栓手数料 ・水洗便所改良資金貸付元利償還金 ・病院診療費
発生原因	(賦課や処分など) 公法上の原因に基づき発生		(契約、不当利得など) 私法上の原因に基づき発生
納入の通知(債権の確定)	地方税法319条外	自治法第231条	
督促(履行の請求)	地方税法329条外	自治法第231条の3第1項	自治令第171条
督促による時効中断	自治法第236条第4項		
督促手数料、延滞金の徴収	地方税法326条1項外	自治法第231条の3第2項 ※督促手数料及び延滞金徴収条例	(徴収不可) 民法(損害延滞金)
滞納処分・強制執行	地方税法331条外	自治法第231条の3第3項 滞納処分により強制徴収できる【自力執行権あり】	自治令第171条の2 民事執行手続による強制執行等が必要【自力執行権なし】
時効	期間	地方税法18条	自治法第236条第1項外 民法
	時効の援用	【不要】自治法第236条第2項 【要】民法	
執行停止徴収停止	地方税法15条の7	(個別法)	自治令第171条の5
徴収猶予	地方税法15条外	(個別法)	自治令第171条の6
不納欠損	時効完成(時効援用が不要)		時効完成(時効援用が必要) その他債権放棄等による ※私債権管理条例

自治法: 地方自治法
自治令: 地方自治法施行令
※大垣市条例

第9 監査の結果

1 監査対象とした収入未済額の状況

監査対象とした収入未済額について、平成27年度決算における収入未済額は5億3,722万4千円（一般会計：2,827万4千円、特別会計：1億4,684万1千円、企業会計：3億6,210万9千円）である。

※ 企業会計は個人等未収金が対象

全会計の収入未済額35億8,603万5千円（一般会計：20億2,119万円、特別会計：12億273万6千円、企業会計：3億6,210万9千円）に対する抽出率は14.7%（一般会計：1.4%、特別会計：12.2%、企業会計：100.0%）である。

2 債権回収の取組状況

（徴収体制）

- ・全ての所管課で、徴収業務を兼務で行っている。
- ・水道料金、下水道使用料については、収納業務を民間業者に委託している。
- ・下水道使用料、受益者分担金・負担金については、回収困難な債権を債権回収対策室と連携し、滞納整理を実施している。
- ・病院診療費については、回収困難な債権を弁護士法人に業務委託している。

（債権管理台帳の整備）

- ・一部の債権を除き、関連システムや紙・電子媒体を利用して管理台帳を作成し、督促等の発送状況、債務者との交渉記録等を備えており、おおむね適正に整備されている。

（滞納整理マニュアル等の整備）

- ・マニュアル整備の不十分な債権が多く見受けられた。
- ・管理債権が少額または、滞納繰越分のみの所管課において、マニュアルが未整備であった。

（研修の状況）

- ・管理債権が少額または、滞納繰越分のみの所管課において、研修への参加がされていなかった。

(督促)

- ・住宅敷地転貸料については、督促状の発送を行わず、電話、訪問催告により事務処理が行われていた。
- ・条例※に定める督促手数料を徴収していない次の事例があった。

※「大垣市督促手数料及び延滞金徴収条例」第2条

身体障害者施設入所者負担金【障がい福祉課】

生活保護法関連の債権【社会福祉課】

法定外公共物（河川）占用料【管理課】

(催告・交渉)

- ・一部の債権を除き、文書催告のほか、電話催告、訪問催告により納付するよう指導・交渉している。
- ・水道料金については、督促後、納付がない場合、条例※に基づき給水停止を行っている。

※「大垣市水道事業給水条例」第33条

- ・病院診療費については、毎月の督促のほか、年4回過年度分を含む全ての未払い者に督促状を送付している。また、強化月間を設定し、医事課職員全員体制で電話催告、臨戸訪問を各3か月実施している。

(不納欠損処分)

- ・関係法令(消滅時効の完成)により、不納欠損処分されている。

生活保護法第78条徴収金【社会福祉課】

法定外公共物（河川）占用料【管理課】

下水道使用料（公共下水道）【下水道課】

下水道使用料（農業集落排水）【下水道課】

公共下水道事業受益者負担金【下水道課】

- ・大垣市私債権管理条例により、不納欠損処分されている。

水道料金、上水道開栓手数料【水道課】

病院診療費【医事課】

3 債権ごとの状況

(1) 住宅敷地転貸料

ア 概要

市が借受けしている旧市有地に係る建物所有者に対する貸付金

- ・ 関係法令 民法
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 5年（民法第169条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	3,329,913	3,309,913	0	20,000 内、滞納繰越分 (20,000)	99.40%
26	3,329,913	3,288,504	0	41,409	98.76%
25	3,329,913	3,288,504	0	41,409	98.76%

ウ 事務処理体制

- ・ 契約課が所管
- ・ 専任職員1名

(2) 有価廃棄物売却代

ア 概要

業者への空缶の売却代

- ・ 関係法令 民法
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	2,173,171	2,023,224	0	149,947 内、滞納繰越分 (127,915)	93.10%
26	4,220,887	4,092,972	0	127,915	96.97%
25	3,917,623	3,917,623	0	0	100.00%

ウ 事務処理体制

- ・ クリーンセンターが所管
- ・ 兼務職員1名

(3) 生活保護法第 63 条返還金

ア 概要

生活保護法第 63 条の返還金

- ・ 関係法令 生活保護法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	14,330,031	12,276,510	0	2,053,521 内、滞納繰越分 (2,053,521)	85.67%
26	25,248,800	21,687,361	931,886	2,629,553	85.89%
25	12,560,123	9,889,330	0	2,670,793	78.74%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11 名

(4) 生活保護法第 78 条徴収金

ア 概要

生活保護法第 78 条の徴収金

- ・ 関係法令 生活保護法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権、強制徴収公債権*

※ H26.7.1 以後の保護費支弁分に係る徴収金が対象

- ・ 時効期間 5 年（地方自治法第 236 条第 1 項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	18,179,387	2,326,600	1,838,660	14,014,127 内、滞納繰越分 (11,191,430)	12.80%
26	23,200,650	5,346,045	3,226,698	14,627,907	23.04%
25	13,397,033	2,069,238	0	11,327,795	15.45%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11 名

(5) 生活保護費（過誤）返納金

ア 概要

月途中の保護廃止等による生活保護費の過誤支給による返納金

- ・ 関係法令 地方自治法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	149,384	25,115	0	124,269 内、滞納繰越分 (108,073)	16.81%
26	124,086	10,000	0	114,086	8.06%
25	0	0	0	0	-

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11名

(6) 生活支援給付費（過誤）返納金

ア 概要

中国残留邦人に対する生活支援給付費の過誤支給による返納金

- ・ 関係法令 地方自治法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	1,519,791	126,650	0	1,393,141 内、滞納繰越分 (1,393,141)	8.33%
26	1,519,791	0	0	1,519,791	0.00%
25	0	0	0	0	-

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11名

(7) 住宅手当返還金

ア 概要

住宅手当緊急特別措置事業に係る住宅手当の過支給分の返還金

- ・ 関係法令 地方自治法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	30,000	0	0	30,000 内、滞納繰越分 (30,000)	0.00%
26	30,000	0	0	30,000	0.00%
25	30,000	0	0	30,000	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11名

(8) 牧野華園入所者負担分（生活費）

ア 概要

牧野華園（生活保護法に基づく救護施設）入所者の生活費負担分

- ・ 関係法令 地方自治法、生活保護法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	41,062,789	41,052,164	0	10,625 内、滞納繰越分 (10,625)	99.97%
26	42,182,745	42,172,120	0	10,625	99.97%
25	42,884,895	42,863,470	0	21,425	99.95%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 兼務職員 11名

(9) 育英資金貸付金

ア 概要

育英資金（学費の支弁が困難な者に対する奨学資金）の貸付金

- ・ 関係法令 大垣市育英資金助成に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	27,023,550	23,460,050	0	3,563,500 内、滞納繰越分 (3,144,500)	86.81%
26	30,246,050	26,895,500	0	3,350,550	88.92%
25	27,070,150	22,843,100	0	4,227,050	84.38%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員1名

(10) 災害援護資金貸付金

ア 概要

災害により被害を受けた世帯に対する貸付金

- ・ 関係法令 災害弔慰金の支給等に関する法律
大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

（単位：円）

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	3,441,132	154,712	0	3,286,420 内、滞納繰越分 (3,286,420)	4.50%
26	3,589,973	148,841	0	3,441,132	4.15%
25	3,986,620	396,647	0	3,589,973	9.95%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員1名

(11) 災害援護資金貸付金利子

ア 概要

災害により被害を受けた世帯に対する貸付金に係る利子

- ・ 関係法令 災害弔慰金の支給等に関する法律
大垣市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	397,936	55,668	0	342,268 内、滞納繰越分 (342,268)	13.99%
26	414,475	16,539	0	397,936	3.99%
25	438,714	24,239	0	414,475	5.53%

ウ 事務処理体制

- ・ 社会福祉課が所管
- ・ 専任職員1名、兼務職員1名

(12) 身体障害者施設入所者負担金

ア 概要

身体障害者の施設入所に係る負担金

- ・ 関係法令 身体障害者福祉法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	144,676	40,000	0	104,676 内、滞納繰越分 (104,676)	27.65%
26	194,676	50,000	0	144,676	25.68%
25	244,676	50,000	0	194,676	20.44%

ウ 事務処理体制

- ・ 障がい福祉課が所管
- ・ 兼務職員1名

(13) 知的障害者施設入所者負担金

ア 概要

知的障害者の施設入所に係る負担金

- ・ 関係法令 知的障害者福祉法
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	161,500	0	0	161,500 内、滞納繰越分 (161,500)	0.00%
26	161,500	0	0	161,500	0.00%
25	161,500	0	0	161,500	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・ 障がい福祉課が所管
- ・ 兼務職員1名

(14) 知的障害者短期入所事業利用者実費負担金

ア 概要

知的障害者の短期入所利用料のうち実費負担金（飲食物相当額）

- ・ 関係法令 大垣市在宅障害者短期入所事業実施要綱
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	27,520	0	0	27,520 内、滞納繰越分 (27,520)	0.00%
26	27,520	0	0	27,520	0.00%
25	27,520	0	0	27,520	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・ 障がい福祉課が所管
- ・ 兼務職員1名

(15) 身体障害者ホームヘルプサービス事業利用者徴収金

ア 概要

身体障害者のホームヘルパー利用に係る徴収金

- ・ 関係法令 大垣市ホームヘルプサービス事業運営要綱
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	155,690	0	0	155,690 内、滞納繰越分 (155,690)	0.00%
26	155,690	0	0	155,690	0.00%
25	155,690	0	0	155,690	0.00%

ウ 事務処理体制

- ・ 障がい福祉課が所管
- ・ 兼務職員1名

(16) 市場使用料 【公設地方卸売市場事業会計】

ア 概要

公設地方卸売市場施設の使用に伴う料金

(売上高割使用料、面積割使用料、水道使用料)

- ・ 関係法令 大垣市公設地方卸売市場業務条例
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	48,168,935	43,453,475	0	4,715,460 内、滞納繰越分 (4,715,460)	90.21%
26	48,273,135	43,557,675	0	4,715,460	90.23%
25	47,117,520	42,374,650	27,410	4,715,460	89.93%

ウ 事務処理体制

- ・ 公設地方卸売市場が所管
- ・ 兼務職員3名

(17) 電気使用料 【公設地方卸売市場事業会計】

ア 概要

公設地方卸売市場施設の使用に伴う電気料金

- ・ 関係法令 大垣市公設地方卸売市場業務条例
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	30,753,591	20,045,706	0	10,707,885 内、滞納繰越分 (10,707,885)	65.18%
26	30,979,479	20,271,594	0	10,707,885	65.44%
25	27,237,637	16,442,118	87,634	10,707,885	60.37%

ウ 事務処理体制

- ・ 公設地方卸売市場が所管
- ・ 兼務職員 3名

(18) 法定外公共物（河川）占用料

ア 概要

法定外公共物（河川）に係る占用料

- ・ 関係法令 大垣市法定外公共物管理条例
- ・ 債権区分 非強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	30,882,765	30,535,833	38,477	308,455 内、滞納繰越分 (204,200)	98.88%
26	30,456,605	30,154,728	59,200	242,677	99.01%
25	30,176,573	29,821,656	21,840	333,377	98.82%

ウ 事務処理体制

- ・ 管理課が所管
- ・ 兼務職員 17名

(19) 水道料金 【水道事業会計】

ア 概要

市水道事業の給水に係る料金

- ・ 関係法令 地方公営企業法、大垣市水道事業給水条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 2年（民法第173条第1項）

イ 収入未済の状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	2,066,639,187	1,903,260,671	7,865,552	155,512,964 内、滞納繰越分 (135,728,528)	92.09%
26	2,051,954,284	1,875,602,653	5,756,548	170,595,083	91.41%
25	2,004,314,543	1,834,846,485	180,450	169,287,608	91.54%

※各年度5月末現在の数字

ウ 事務処理体制

- ・ 水道課が所管
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(20) 上水道開栓手数料 【水道事業会計】

ア 概要

市水道事業の給水に係る開栓手数料

- ・ 関係法令 地方公営企業法、大垣市水道事業給水条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 2年（民法第173条第1項）

イ 収入未済の状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	4,749,670	4,152,000	4,800	592,870 内、滞納繰越分 (566,470)	87.42%
26	4,890,470	3,982,400	0	908,070	81.43%
25	4,653,040	4,019,200	800	633,040	86.38%

※各年度5月末現在の数字

ウ 事務処理体制

- ・ 水道課が所管
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(21) 簡易水道使用料 【簡易水道事業会計】

ア 概要

簡易水道事業（上石津地域）の給水に係る使用料

- ・ 関係法令 地方公営企業法
大垣市水道事業給水条例
大垣市簡易水道の管理に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 2年（民法第173条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	81,295,839	76,843,634	0	4,468,885 内、滞納繰越分 (2,989,118)	94.52%
26	85,006,570	80,115,781	0	4,890,789	94.25%
25	85,696,890	79,559,770	0	6,137,120	92.84%

ウ 事務処理体制

- ・ 水道課が所管
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(22) 簡易水道開栓手数料 【簡易水道事業会計】

ア 概要

簡易水道事業（上石津地域）の給水に係る開栓手数料

- ・ 関係法令 地方公営企業法
大垣市水道事業給水条例
大垣市簡易水道の管理に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 2年（民法第173条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	36,800	32,800	0	4,000 内、滞納繰越分 (1,600)	89.13%
26	36,000	34,400	0	1,600	95.56%
25	32,000	28,000	0	4,000	87.50%

ウ 事務処理体制

- ・ 水道課が所管
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(23) 下水道使用料（公共下水道） 【公共下水道事業会計】

ア 概要

公共下水道施設（大垣、墨俣地域）の使用料

- ・ 関係法令 地方自治法、下水道法
大垣市下水道条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	2,005,955,068	1,877,230,904	8,484,968	120,369,596 内、滞納繰越分 (87,218,352)	93.58%
26	1,970,824,660	1,830,966,052	7,866,660	131,991,948	92.90%
25	1,929,274,225	1,789,863,555	7,440,870	131,969,800	92.77%

ウ 事務処理体制

- ・ 下水道課が所管（水道事業に収納業務を委託）
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(24) 下水道使用料（特定環境保全公共下水道）

【特定環境保全公共下水道事業会計】

ア 概要

特定環境保全公共下水道施設（上石津地域 北部・中部）の使用料

- ・ 関係法令 地方自治法、下水道法
大垣市下水道条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	68,585,114	67,081,236	0	1,514,038 内、滞納繰越分 (541,075)	97.81%
26	68,695,890	66,976,546	21,840	1,697,504	97.50%
25	66,570,600	64,609,300	59,740	1,901,560	97.05%

ウ 事務処理体制

- ・ 下水道課が所管（水道事業に収納業務を委託）
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(25) 下水道使用料（農業集落排水）**【農業集落排水施設使用料】****ア 概要**

農業集落排水施設（上石津地域 西山・南部）の使用料

- ・ 関係法令 地方自治法、下水道法
大垣市農業集落排水処理施設及び小規模集合排水処理施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	19,231,697	18,160,120	25,200	1,046,377 内、滞納繰越分 (743,417)	94.43%
26	19,043,840	17,981,543	25,200	1,037,097	94.42%
25	18,971,890	17,902,280	12,600	1,057,010	94.36%

ウ 事務処理体制

- ・ 下水道課が所管（水道事業に収納業務を委託）
- ・ 専任職員2名、業務委託（収納業務に携わる人数）14名

(26) 公共下水道事業受益者負担金**【公共下水道事業会計】****ア 概要**

市街化区域の下水道が整備された土地所有者に係る負担金

- ・ 関係法令 都市計画法
大垣市市街化区域公共下水道事業受益者負担金徴収条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（都市計画法第75条第7項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	21,862,600	20,356,630	93,300	1,412,670 内、滞納繰越分 (1,132,830)	93.11%
26	22,990,220	19,956,100	140,660	2,893,460	86.80%
25	26,917,970	22,927,170	374,450	3,616,350	85.17%

ウ 事務処理体制

- ・ 下水道課が所管
- ・ 専任職員3名

(27) 公共下水道事業受益者分担金 【公共下水道事業会計】

ア 概要

市街化調整区域の下水道設備の建設費の一部に係る分担金

- ・ 関係法令 地方自治法
大垣市市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金
徴収条例
- ・ 債権区分 強制徴収公債権
- ・ 時効期間 5年（地方自治法第236条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	58,667,600	56,600,300	0	2,067,300 内、滞納繰越分 (762,700)	96.48%
26	56,625,500	54,953,800	0	1,671,700	97.05%
25	61,977,500	59,613,500	0	2,364,000	96.19%

ウ 事務処理体制

- ・ 下水道課が所管
- ・ 専任職員3名

(28) 水洗便所改良資金貸付元利償還金 【公共下水道事業会計】

ア 概要

水洗便所への改良に係る工事費用の貸付金

平成15年度末で制度廃止、現在は償還事務のみ

- ・ 関係法令 下水道法
大垣市水洗便所改良資金貸付規則及び規程
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 10年（民法第167条第1項）

イ 決算状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	175,788	0	0	175,788 内、滞納繰越分 (175,788)	0.00%
26	175,788	0	0	175,788	0.00%
25	175,788	0	0	175,788	0.00%

ウ 事務処理状況

- ・ 下水道課が所管
- ・ 専任職員3名

(29) 病院診療費 【病院事業会計】

ア 概要

診療費等における自己負担分等

(入院、外来診療費、室料、文書料等)

- ・ 関係法令 大垣市病院事業の設置等に関する条例
- ・ 債権区分 私債権
- ・ 時効期間 3年（民法第170条第1項）

イ 収入未済の状況

(単位:円)

年度	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
27	33,045,714,742	32,821,576,906	18,135,001	206,002,835 内、滞納繰越分 (156,504,135)	99.32%
26	30,831,148,216	30,558,459,898	73,355,212	199,333,106	99.12%
25	29,755,877,417	29,488,143,969	439,330	267,294,118	99.10%

※各年度5月末現在の数字

ウ 事務処理体制

- ・ 病院事務局医事課が担当
- ・ 専任職員1名、兼務職員3名、業務委託（弁護士法人）

第10 総括意見

経済の長期低迷や人口の伸び悩みなどにより、市税収入の増加が見込めない状況の下、少子高齢化の進展による社会保障費の増加など厳しい財政運営を余儀なくされている中で、自主財源の確保は欠かすことができないものである。

各所管課において未収金の縮減に向け様々な徴収努力がなされているが、依然多額の未収金が累積し、健全な財政運営を阻害する一因となっている。

「未収管理」の監査が一巡し、公営企業会計も含め意見を述べる。

市の管理する金銭債権は、その根拠法令や条例により取扱いが異なるため債権管理には十分な注意が必要であり、個々の法的性格に応じて取り扱うことが重要である。

一部所管課において、債権の根拠法令、法的性格を正しく理解していない債権が見受けられたが、根拠法令や条例を確実に理解し、その上で適切な債権管理を行うことが大切である。

滞納を発生させないために最も重要なことは、納期限を過ぎた債権に対して迅速かつ適正に対処することであり、その基本となるのが督促である。

一部所管課において、督促状が未発送であったり、定められた期間内に発送していない債権が見受けられたが、督促は時効中断の効力があり、滞納整理事務の根本となるものであるため、関係法令等に基づき行われたい。

また、未収金の発生を未然に防ぐため、その状況等を分析し、口座振替やコンビニ収納などの収納方法の多様化も検討されたい。

企業会計（水道事業、病院事業）の個人等未収金については、私債権管理条例による不納欠損処分もあり、収納率の向上が見られるが、依然として多額の未収金がある。

病院診療費については、マニュアルが整備され、窓口での納付相談、定期的な文書・電話・訪問催告の実施、弁護士への債権回収委託などが行われている。

一方、水道料金については、徴収を業務委託しているが、マニュアルを整備した上で適宜指導を行い、債権管理を効果的、効率的に進めるよう努められたい。

企業会計は事業経費をその経営に伴う収入をもって充てる性質上、財源の確保は必要不可欠であり、引き続き未収金の縮減に努められたい。

再三の催告にもかかわらず徴収困難となっている強制徴収公債権は、債権回収対策室と連携による滞納整理も検討されたい。

また、非強制徴収公債権や私債権について、債務者の所在不明等により漫然と長期間管理されているものも見受けられたが、健全な財政運営から好ましくないため法的処分や債権放棄等を含めた債権管理を検討されたい。